■結婚新生活支援補助事業の流れ(新婚引っ越し・住宅費用補助)

1. 申 請

・下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。(念のため申請者の方の印鑑(認印可)をご持参ください。)

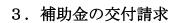
申請期間は <u>令和5年4月21日(金)~令和6年3月29日(金)</u> まで です。

※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

<必要書類>

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書(佐倉市役所住宅課の窓口で配布。認印を持参。)
- (2) 世帯全員の住民票(コピー不可。続柄記載。取得後3か月以内のもの。)
- (3) 同居予定者全員の過年度市税滞納のないことを証する納税証明書 (令和5年4月1日以降に取得したもの)
- (4) 課税所得証明書(夫、妻 両方必要。※離職している場合なども必要。) (令和4年1月~12月の期間のもの。まだ無い場合は、更に前年のもの。) ※取得後3か月以内のもの
- (5) 戸籍謄本(取得後3か月以内のもの)(又は婚姻届受理証明書、戸籍事項全部証明書)
- (6) 引越し又は住宅費用に係る領収書の写し(内訳が分かる書類も必要)
- (7) 貸与型奨学金の返済がある方はその年間返済額がわかる書類 (この書類が無くても、夫婦合算で所得が500万円未満の場合は不要。)
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し(賃貸住宅の費用が補助対象の場合) (住宅の取得又はリフォームの場合は、当該契約書の写し)
- (9) 勤務している者が世帯にいる場合は給与明細書又は住宅手当の 有無を確認出来る書類
- (10) その他、市長が必要と認める書類 (委任を受けた方が申請する場合は委任状が必要。ただし、同居親族が申請来省される場合は不要。)

2. 交付の決定



- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。 (交付決定通知から30日以内)
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座(申請者名義の口座)へお振込みをします。